

もくじ

みつなが敦彦 議員一般質問・・・1

原田 完 議員一般質問・・・7

まえくぼ義由紀 議員一般質問・・・13

他会派の一般質問項目・・・20

●京都府議会 12 月定例会で日本共産党のみつなが敦彦議員、原田完議員、まえくぼ義由紀議員が一般質問を行いました。各議員の一般質問と答弁の概要を紹介します。

12 月定例会 一般質問

みつなが敦彦 議員（京都市左京区） 2015 年 12 月 9 日

地域医療を支えてきた開業医の役割は重要

患者と医師の階層化を招く新専門医制度の実施見送るべき

【光永】日本共産党の光永敦彦です。通告により、知事並びに関係理事者に質問をいたします。

初めに、新専門医制度について伺います。

私はこれまで、政府による医療社会保障の解体路線を批判し、憲法 25 条に立ち戻った再生を図ることを求めるとともに、自治体がそれぞれの地域の実態と必要性に応じた医療の在り方を描き、その実現に全力をあげる立場から、川上の改革である国民健康保険の都道府県単位の一元化や地域医療構想、また川下の改革である地域包括ケアの在り方等について、繰り返し質してまいりました。

今回は、川上・川下の改革全体にかかわる、医師の在り方を根本的に変えてしまう「新専門医制度」についてです。

もともと、医師不足が顕著になった契機は、2004 年から実施された、新人医師に 2 年間の研修期間を必修化したスーパーローテート方式であり、その後 2009 年に見直されたものの、現在の臨床研修制度は、医師国家試験合格後、法にもとづき 2 年間臨床研修を行い、その後専門医資格を取得していくこととなっています。今回、新たに具体化がすすめられている「新専門医制度」とは、これまで一般社団法人日本内科学会や公益社団法人日本リハビリテーション医学会など、各学会が独自に制度を作っていた仕組みを、「一般社団法人日本専門医機構」が一元的に認定を担うものとされています。すでに今年 9 月 23 日に、新専門医制度について本府でも「地域説明会」が実施をされ、2015 年医学部卒業生には、新たな専門医資格取得が、事実上義務付けられるようになっております。

その内容は、内科や外科など専門領域の研修を受ける研修医と、総合診療専門研修に区別し、その後、家庭医療クリニックを開業する医師や、総合病院・大学病院の専門科となる医師など、およそ 4 つに類型されることが、今年 10 月に行われた地域医療研究会全国大会で示されました。これらをふまえ、今後、研修施設群の設定や地域ごとの専門医定数などが設けられていくこととされ、本府においてもその指定等について検討がはじめられているとお聞きしています。これは、医師にとっては、初期研修 2 年、後期研修 3 年を経れば、これまでのように専門医研修を経ずに臨床医になり、すぐに総合診療専門医として開業することとなります。これで果たして、十分な力量をもち、地域の医療を担うことが可能なかどうか、また現在開業され

ている医師が、これにより、引退などをはじめ地域医療に大きな影響が出る可能性もあります。このため、厚生労働省の「専門医のあり方に関する検討会」でも、「地域医療にも十分配慮する必要がある」「地域における医療の状況を少なくとも今以上に崩壊させることがないようにすること」「専門医の数や分布に激変が起こらないこと」などと指摘せざるを得なくなっています。

しかも専門科を深め専門性を高めるという医師の在り方を、大きく転換することとなってしまいます。これは欧米、とりわけイギリスでは、日本のようなフリーアクセスはなく、すべて自分のかかりつけの診療所を登録し、救急の場合以外、その診療所の一般医、これをGPといいますが、その診察を受けなければなりません。そして簡単な治療が必要であればそこで受け、検査や入院など高度な医療サービスが必要な場合は病院が紹介されます。かかりつけの診療所の一般医が、病院などの高度な医療サービス利用への門番役・ゲートキーパーの機能を果たすため、診療所と病院の機能分化がなされています。またそれ以外の方法で病院を受診すれば全額自己負担ということもあります。今回の新専門医制度は、医師そのものの区分をしまうことにつながりかねません。

現在、日本の貧困率は16.1%、2050万人となり、これは6人に一人にも上ります。ある58歳の単身男性の方は、これまで職をもとめて各地を転々とされ、現在、工場の作業員をされていますが、手取り賃金は月額15万円程度で、仕事中に呼吸困難に陥り、診察の結果、心不全と心房細動、拡張型心筋症と診断されたものの、「経済的に苦しく入院できない」と通院治療を希望され、それでも心不全に対する内服薬も間引くなど、丁寧に専門的なフォローが必要な方がたくさんおられます。また「下流老人」と言われる層まで形成されているのです。こうした現実を前に、相対的に安価となる家庭医療クリニックをかかりつけ医と位置づけ、患者さんを在宅へシフトさせていく流れをつくりながら、高額負担が必要となるそれ以外の専門医とに区別するような医療提供体制となると、患者さんにとっては、「どこに住んでいても、保険証一枚でよい診療を」とする国民皆保険制度の根幹を歪め、所得等によって区分することにつながり、医療へのアクセスを妨げることにつながります。そこで伺います。これまで専門性を深めて地域で開業し、地域の医療を支えてきた開業医の役割は、今日の地域包括ケアの軸としてもいっそう重要となってきたもので、その役割について、どう受け止めておられますか。また、患者さんと医師の階層化を招く新専門医制度について、実施を見送るよう求めるべきと考えますが、いかがですか。

医療機関へのフリーアクセスを保障することが必要

一方、代表質問でも指摘したとおり、地域医療ビジョンに盛り込むべき医療需要推計が実態を反映しないものであり、それに基づけば、地域ごとの必要医師数の根拠とされる可能性があるので。そうすると、地域医療に従事する医師数の増減管理がされ、患者さんにとっては地域に安心してかけられる医師がいない、さらには財務省が「かかりつけ医以外にかかった場合の定額負担の導入」を検討しており、負担増を余儀なくされる可能性もあります。

この流れにそった自治体の動きもすでに広がりつつあります。たとえば、ジェネリック医薬品については、副作用の出方が違うなどもあり、医療費削減を目的とした活用でなく、医師の判断と患者さんとの納得にもとづくものであるべきにもかかわらず、広島県呉市では、レセプトデータを分析し、高額な先発薬を多用する患者をリストアップして、毎月3,000人に割安な後発薬への切り替えを促す通知を行うなど、医療費削減にむけ自治体が率先して取り組みを始めています。このレセプトデータの分析は、京都府が全国に先立って始め、当時山田知事は「都道府県別の診療報酬の実現」を求めていましたが、ここにきて政府が今年6月に公表した「保健医療2035提言書」では、全国統一の保険給付を否定し、都道府県別の診療報酬への方向が示されることにつながっています。今回の新専門医制度の具体化は、こうしたデータを活用するとともに、医療提供体制の地域偏在の問題や新たな専門医資格の制度を活用して保険医数の抑制をめざすことで、医療費総額抑制のツールとして利用し、その執行を都道府県が担うように狙われていることに他なりません。そうすると、開業医がいっそう減ったり、患者さんにとっては、医療提供体制が乏しい地域で、かかりつけ医を受診することが優先され、専門医でない開業医や病院の専門医にかかりにくくなってしまいます。そこで伺います。今必要なことは、新専門医制度により開業を事実上遠ざけるのではなく、例えばすでに開業医が不在となっている京丹波町や4つしかない京丹後市をはじめ、こういったところを含め、自由開業できる仕組みを守ることで一体に、医療提供体制が深刻な事態があるもとの、患者さんの医療機関へのフリーアクセスを保障することが必要と考えますが、いかがですか。まずここまでお答えください。

【知事】新専門医制度についてであります。光永議員のご質問にお答えいたします。超高齢社会を迎える中で、医療介護を切れ目なく提供する、地域包括ケアを推進するうえで、中核病院と連携し日常的な診療や健康管理を行う開業医の担う役割は、今後さらに重要になるというように考えております。私どもはそうした点で、安心登録医制度をはじめ、こうした開業医と中核病院を結び付けシームレスな医療体制を提供できるように、これまでから努力をしてきたところでございます。

新専門医制度につきましては、医療技術の高度化・専門化が進み、患者のニーズも多様化するなかで、豊富な知識や臨床経験を持つ医師の専門性が明らかになることは、患者にとっては受診する時の指標としてより分かりやすく有用なものとなる、という面もあるというふうに思っております。また、新専門医制度の中で新たに創設される総合診療専門医は、幅広い領域の疾病や障害などの適切な初期対応の充実に資するという観点もあるのではないかなというふうに思っております。これから運用開始に向けて各基幹研修施設において専門診療領域ごとの養成プログラムの策定等が行われますけれども、本制度が専門医によって新たな格付けですとか、そして医療費に差を設けるものになるとか、こういう形はやっぱり避けるべきじゃないかと思っております。そうした点をこれからはしっかりと私たちは提案をしていかなければならない、というふうに考えているところであります。

自由開業医制、フリーアクセスについては、我が国の医療提供体制は国民皆保険制度の下で、いつでもどこでも誰もが必要な医療を受けることができるよう整備されてまいりました。しかしながら残念ながら、大病院への患者の集中や、それにとまなう勤務医等の疲弊、医師の地域偏在、そして小児科や産婦人科の不足などの診療科の偏在といった課題に直面しております。自由に開業できる体制をとるのはいいんですけども、そのなかで、じゃあ北部にどんどんどんどん開業してもらえますでしょうか。どんどんお医者さんが増えてるでしょうか。現実面も考慮して、そしていま産科のお医者さんがどんどん減っています。こうした問題に対してどう対応するのか。こうしたことを踏まえて、私たちはこれからの医療制度を考えなければなりません。そのためにも京都府としましては、各団体や関係者の皆さんから幅広く意見を聞きながら、どういう形がいいのかということ国にむけて提案をしていきたいというふうに考えているところであります。

いずれにしても新専門医制度自身が、医師の従事場所が制約されるものではありませんけれども、こうした点を踏まえ、今後とも府立大学や京都大学をはじめとする主要な病院、医師会、そしてそうした中で京都独特、京都独自のまさに医療体制がきちっと講じられるように全力を挙げてまいりたいと考えております。

【光永・再質問】再質問をさせていただきます。答弁でもありましたように、新たな格付けを避けるというのはまあ本当にその通りだというふうに思いますが、これはそれをしようと思っても、実際にこの制度が始まれば、例えば代表質問でもありましたけれど、地域枠の医大生が今後北部で活躍できる条件が整っていくんだと。ただ、2015年度からこの制度、卒業後研修制度がはじまっていって、その方々が新しい制度に義務づけられていけば、それこそ類型に分けられていくということになっていきますね。そうすると、本来北部で活躍できる方はずが、類型に分けられてしまうと、北部の何で活躍できるかということが当然問われていくことになっていくので、そうすると微修正の話ではなくなっていくというのが、この卒後の新しいドクターのことを考えるだけでも、これは言えると思うんです。ですからこれ、微修正ではすまない話ですので、これはあらためてですね、この方向に進むことは、私は中止をする、抜本的に見直していくということがいま必要ではないかというふうに思うんですけれど、その点お考えはいかがでしょうか。

【知事・再答弁】まさに地域で活躍していただかなければならない先生がどういう専門を持ち、そしてそのなかで丹後地域や北部地域で有用なお医者さんになるか、これは我々の最大の関心事であります。自由に選べて自由という話は、私はならないと思えますよ。これだけ税金を使い育ててきたお医者さん、そういう人たちが本当に北部や丹後地域において必要な科目、必要な所に行けるように制度というものを練り上げていかなければならない。そうしたことを私たちはこれから、府立医大や京大や医師会とも話し合って作っていかねばならない、というふうに思っております。その中で専門医制度も活用していかなければならない、というふうに考えています。

【光永・指摘要望】この制度は始まっていくと、卒後2015年から義務化される方も含めて、どういう研修を

受けていくのか、あるいは専門医になっていくのかということが決められていくので、だからその人らが、税金使っているから北部で働くのは当たり前みたいな話とは別の話として、新しい制度として地域で活躍できる条件が本当に狭まっていくのではないかとこのことを指摘しているのです、そういう意味ではこの制度の実施を抜本的に見直すということが改めて必要だと、そして何よりも実施させないことが必要だと、そのことは強く求めておきたいというふうに思います。それでは次の質問にうつります。

関西文化学術研究都市

開発ありきの過大な街づくりではなく生活基盤の充実を

【光永】次に、関西文化学術研究都市について伺います。

現在、およそ10年にわたるサードステージプランの最終年であり、来年度から新プランにもとづく新たな都市づくりのありかたをどうしていくのかが問われています。そこで、学研都市に莫大な資金を投入し推進してきた本府としても、しっかり総括することが今後にとって重要であると考えます。その立場から数点伺います。

まず第一に今後の街づくりについてです。

「都市建設に関する計画」では、計画人口19万人のうち、学術研究地区は11万人となっています。現在、人口は10万7,000人でうち地区内は5万6,000人、精華・西木津地区は2万1,470人、平城・相楽地区は1万7,546人となる一方、南田辺・狛田地区は目標1万9,000人に対し2,250人、木津地区は3万3,000人に対し1,515人となっています。このため、木津中央地区は農（みのり）のまちづくり、木津北・東地区は土地利用計画を策定し、里山の維持・再生ゾーンの方針としました。また、南田辺・狛田地区は、今後の方向性を調査することとされています。一方で、「ほ場整備がされない地域はそのまま、学研地域ばかり開発される」などの声も周辺の皆さんからお聞きをしております。

これまで学研都市はクラスター開発として、大手デベロッパーによる虫食いの開発が行われてきた結果、それをつなぐ幹線道路の整備がようやく追いついてきたものの、人口の一番多い精華・西木津地区を中心とする、各クラスターをつなぐための新しい公共交通システムの導入が求められるなど、クラスター間や学研地域とそれ以外の格差など、これまでの開発の影響が相次いで起こっているのです。

これらは、計画そのものが過大であり、開発ありきのやり方が行き詰ったことを示しているのではないのでしょうか。しかも、相楽東部地区の人口は減少をたどり、地域づくりのゆがみが顕著になってきています。そこで、これまでの過大な人口計画にもとづく街づくりの総括を本府としてどう考えているのかお聞かせください。また今後の都市建設のあり方は抜本的な見直しが必要であるとともに、相楽東部との均衡ある発展が求められると考えますが、その点で今後の展望についてご所見をお聞かせください。

また、これまで「21世紀のパイロットモデル都市」して、本府は学研都市をエコシティと位置づけ、現在の「e2未来都市創造プラン」にもとづき、まちぐるみエコエネ戦略システムの重点支援やICT利用のヘルスケア健康づくりを軸に取り組みが進められています。これは2010年の次世代エコエネルギー社会システム実証地域の指定や、ヘルスケア開発地域の指定をうけたことによる補助金や規制緩和手法を使った施策となっています。これについて、知事はかつて「最先端の研究成果を活用し、産学公の連携、そして住民の積極的な参加も得て、実証事業と新たな都市づくりを同時に行っていく。まさに人口が増えている、これから町ができていく過程にある学研ならではの都市モデルの構築をめざすもの」と述べられました。しかし、決算特別委員会でも私が指摘したとおり、HEMSで40件、BEMS4件をはじめ、スマート化・省エネ化全体でもわずか789軒にとどまり、それ自身もすべて新築を対象とされ、既存住宅にお住まいの方は事実上直接的な対象とはなっていません。しかもヘルスケアについては、「住民参加」の名で実証実験に一部の住民を駆り出しているもので、企業の実験として使われているものであり、住民の福祉の向上としてのエコシティというにはほど遠いものと考えます。そもそも、街びらきから20年以上が経過し、先ほど述べたとおり、今後の人口増の計画の見直しが余儀なくされているもとの、高齢化が一様にすすんでいく地域で、今後、最先端のエコシティとして成り立ちうるのか、極めて疑問です。今後、住宅地として持続可能性が問われていく時期にきています。そこでe2未来の街づくりの今後をどう描いているのか明快にお答えください。また、ネクストステージプランをつくるにあたり、医療や社会保障など生活基盤の充実について、しっかり位置づけていくべきと考えます。その点どう対応されていくのか、さらに基盤整備の今後の展望と当面の施策について

てご所見をお聞かせください。

地元中小企業の育成、雇用の確保を

第二に、学術研究の今後のあり方についてです。

府が支援してきたラボ棟、新ラボ棟などへのインキュベーション施設の利用状況は現在79%。しかも起業したのはわずかとなっています。また350億円もの雇用保険の巨費を投じて作られた「私の仕事館」の破たんした跡をリニューアルしたKICKも、知事は「オープンイノベーション」の拠点と位置付けるものの、現在入居企業は7社にとどまり、特区制度を活用して多くの府民の税金が投入されたものの、その見通しは必ずしも展望が持てるものではありません。この地域は、関西イノベーション国際戦略総合特区の指定を受け、医薬品や医療機器の輸出増加を重点の一つとして取り組みが進められていますが、私は、本府がはたすべきは、こうした特化した取り組みにとどめず、今後の地元中小企業の育成を、この分野も含め、どうはかるのが軸になるべきと考えます。そのためにどういった取り組みをすすめるのか、ご所見をお聞かせください。

一方、この間、滋賀県にあるカジノ向けカードの増産のためにトランプなどを製造する「エンゼルプレイングカード製造」が工場建設を表明し、また静岡県、海外に親会社をもつオイロドライブジャパンや、大阪府の大幸薬品も製造工場と研究所の二つを統合し、新たに工場建設を決めるなど、研究とともに生産施設を一体的に整備することが認められてきたことで、進出が見込まれています。しかし、以前他会派からも指摘があったとおり、地元の雇用における効果はほとんどありませんでした。一方、学術研究の連携先である同志社大学の4学部が今出川キャンパスに移転し、地域にも大きな影響が出ています。

利用可能面積はあと数年でなくなると予想され、ネクストステージプランで本府が無償譲渡をうけた60haの土地をどう活用していくのか、それにより電鉄系が所有する用地のあり方も決まっていくとお聞きしています。今後進出予定のサントリーも含め、府外企業、しかも大手の進出が進められており、それらは移転や集約などによるものが多いため、新たな地元雇用について、この際明らかにしていただくとともに、今後のプランにおける府内企業の立地や地元雇用についても位置付けた取り組みを求めますが、いかがですか。

財政負担について府民に説明を

第三に、本府と自治体の財政負担の問題です。街開き以降20年以上が経過したもとの、これまでの河川整備や株式会社けいはんなへの出資金や赤字補てんをはじめ、膨大な資金が投入されてきました。また開発にともなう基盤整備のための財源も投入されています。しかし、いくら投資されてきたのかについては、全くわからないまま事業が進められてきました。そもそも、「筑波研究学園都市建設法」にもとづき国の責任により建設されてきた「つくば」に対し、国による基本方針をふまえて都道府県が建設計画を作成し、その推進に財源もふくめ責任をもつというものです。そこで、新たなプランを作成する以上、今後の投資資金がいったいどれくらいになるのか、府民的に説明が必要と考えますがいかがですか。さらに地元自治体の負担についても併せてお答えください。

【政策企画部長】 関西文化学術研究都市のまちづくりについてでございますが、建設着手から約30年が経過する中で、129の文化学術研究施設が立地をし、高度な学術研究基盤が形成されつつあるとともに、人口についても着実に増えており、今後も増加が見込まれております。

建設計画につきましては、社会経済の状況をふまえて、適時見直しを行いながら、府内の6つのクラスターについて、順次開発を進めているところであり、今後についてもわが国全体で本格的な人口減少時代に入ったということも踏まえながら、南田辺狛田地区など未整備クラスターの整備のあり方について、時代の変化にあった形でしっかりと検討してまいりたいと考えております。

相楽東部地域との均衡ある発展についてでございますが、この地域は交通の便が悪いなどの理由で人口の流出が続いておりますけれども、一方で人口が増えています学研都市に隣接するという絶好のポジションにございまして、また住宅に関する満足度が男女ともに府内で最も高い、こういった優位性もございまして、そうした利点を活かした学研都市との交流、あるいは定住政策による発展、こういうことを市町村とともに考えてまいりたいというふうに考えております。

けいはんな e2 未来都市創造プランによります街づくりの今後についてでございますけれども、5年間の次世代エネルギー社会システム実証事業におきまして、住宅等から排出されるCO₂の量で35%減、夏季のエネルギー消費量で45%減、これを達成いたしますとともに、1000戸を超えるスマート住宅、700世帯を賄うメガソーラーの設置、こうしたものが済みまして、また太陽光発電や電気自動車の普及率が、府内の人口比で見ますと2倍となるなど、一定の成果が上がってきたというふうに考えております。

今後は学研都市全体にエコの取り組みの裾野を広げていくということが重要であると考えておきまして、実証事業の成果も生かし、立地機関のBEMS等の省エネ機器導入促進に向けて、先般設立いたしましたけいはんなスマートラボ倶楽部の活動、あるいは高の原駅前再開発エリアにおきましてエネルギーマネジメント等生活支援サービスを組み合わせた次世代型のスマートハウスの整備、こういった取り組みをベースにいたしまして、エコシティづくりを推進してまいりたいと考えております。

さらに5年間の実証事業を通じて培われました住民との協力の仕組み、これを現在ヘルスケアシステムの実証事業等にも活かしております、今後はエネルギーだけではなく、健康、医療、交通、防犯など幅広い分野で、環境にもやさしいスマートシティづくり、こういうものに取り組んでまいりたいと考えております。

医療社会保障等の生活基盤についてでございますが、住民の高齢化につきましては、大きな課題というふうに考えておきまして、新しいプランのなかでも新しいヘルスケアシステムの開発など、こういったことを進めてまいりたいと考えております。

また病院等の厚生施設や学校等の教育施設など生活基盤につきましては、都市内の人口定着に対応して整備をしていくということを基本方針や建設計画に位置付け、京都府保健医療計画や京都府高齢者健康福祉計画等に基づきまして、施策を推進しているところであります。このほかにも学研らしさを活かした生活基盤の充実の観点から、域内のモビリティ向上にむけた新たな公共交通システムの導入、こういったことについても検討してまいりたいと考えております。

中小企業の育成についてであります。KICK等のオープンイノベーションを通じまして、中小企業と大手企業、あるいは大学との共同研究開発の展開へとつなげます地域産業育成産学連携推進事業をはじめ、けいはんなプラザ、あるいは同志社大学にありますD-egg、こうした施設のインキュベーション機能を使いまして、ベンチャー企業の育成や販路拡大、こういったことの支援を行いますとともに、中小企業も含めた企業間連携交流のためのイノベーション交流会の開催、けいはんな情報通信フェアや100社以上の企業が参加いたしますけいはんなビジネスメッセ、こうしたことによりまして、立地企業の精神や技術の紹介など、こうしたことをすすめておきまして、こうしたことを通じまして、中小企業をしっかりと育成してまいりたいというふうに考えております。

地元雇用についてでございますが、学研都市での企業立地につきましては、近年では例えばサントリーや大幸薬品など、事業拡大や研究施設の拡充に伴うものが主流でございます、これらの企業立地にあたりましては、本府の京都産業立地戦略2-1特別対策事業費補助金、こういうものによりまして、地元雇用を条件とするなど新たな地元雇用を積極的に進めておきまして、24年度からの3年間で23社161人の新規地元雇用を実現しております。今後も府全体の制度の中で、地元雇用の推進をしっかりと位置付け取り組んでまいりたいと考えております。

今後の投資金額についてでございますが、新たなプランでは最先端の技術等の集積を活かし、KICK等を活用した産学官の共同研究等のソフト事業、国際会議の開催等を通じた国際交流の推進、街づくりと一体となった実証事業、こういったものを推進していくということを柱としておきまして、全体の投資金額を把握するという事は非常に難しいございますが、できる限り民間資金や国の競争的資金の導入に努めまして、地元負担の軽減を図っていくという考えで進めてまいりますとともに、府議会におきまして予算審議を通じまして、府民への説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

【光永・指摘要望】まず、負担額が明らかに出来ないというのは、私問題だと思うんですね。いくら予算審議でと言われましても、これまでも「負担額はどれだけあるんだ」と、私どもが概算計算したらだいたい1200億を軽く超えるだけの投資がされているのではないかとこのことを指摘しても、「それも分かりません」とこれまで繰り返し言ってきて、いま新しいプランを作るという段階にあるんだから、これ本来国策でやるべきだと思うんですけど、しかし京都府がやる部分もあるわけで、そこについては、これくらいのプランを作るからこれだけ投資金額がかかるんだ、府民の税金がこれだけかかるんだということは、やはり説明が必要だと思うんですね。そのことをずうっと一度もやっていない、これは非常に問題だと私は思いますので、そこ

は是正を求めておきたいと思えます。

あとですね、先ほど述べましたように、学研都市というのはもともと「つくば」と違うように、都道府県の責任ということも問われてきているわけです。ですから、これ「つくば」と同じような方向に進むのかどうかということも考えなきゃいけないと思うんです。とりわけ私は京都府の役割、公の役割ということがあると思うんですね。そういう意味では、そこに立ち返って考えるべきではないかなというふうに考えております。したがって、いまやられている方向を全部否定してはなくてですね、先ほど言われたようなことっていうのはほんのごく一部なんです。小さい成果を大きく見せるということは、決算特別委員会で繰り返し指摘してきたとおりなんですよね。だから、税金を投入して京都府が今何やるかって言ったら、街開きから20年経ってですね、そこは高齢化していくことが大きい課題だって言われているんだったら、そこをどう支えていくのかと。エコシティやヘルスケアって言うけれど、こんなのほとんど部分なんですよね。暮らし全体をどう支えていくのかっていうのは京都府や基礎自治体の役割なんですよ。そこに深く立ち返った計画や展望をね、しっかり持つっていうことが必要だと思うんです。これ中小企業も同じですよ。中小企業だって投資できる場所、あるいは安く借りられるところで起業できない、そういうところが多いわけで、そういう意味ではですね、今ある中小企業をどう支援していくのかっていうこと、あるいはその連携をどう図っていくのか、そういうことも必要だし、その点では相楽東部との連携なんかも、ほんと必要なんですよね。そういう全体像のなかで京都府が果たすべき役割ということ考えた施策をほんとにやっていただきたい、そのことを強く求めて私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

原田 完 議員（京都市・中京区）

2015年12月10日

中小企業の街京都の知事として見識が問われる

【原田】日本共産党の原田完です。通告に基づき知事並びに理事者に質問いたします。

まず京都府の経済実態認識についてです。京都の経済状況は大変厳しい状況下にありますが、知事は「回復基調にある京都経済」という認識堅持の答弁に終始しています。アベノミクスの経済政策は大企業には好景気をもたらした史上最高の利益をあげ、京都の中小企業には深刻な不況をもたらしてきました。

京都の大企業も全国の大企業の例にもれず、消費地への接近、より労働力の安い海外へと生産拠点を移転させ、京都の物づくり産業の空洞化を進めてきたのが実態ではないでしょうか。

例えば、丹後の基幹産業の一つ機械金属では、ある企業はホンダが生産拠点をメキシコ、ベトナムに作ったことで、ホンダの要望で海外新工場を建設しました。今や京都の主要大企業も国内雇用よりも海外雇用のほうが上回っているのが実態です。

今年の東洋経済「海外進出企業総覧」には、海外の雇用人数では、京都の電気機器の大企業は国内雇用の2倍から9倍となっており、他産業を含め国内生産から海外生産にシフトしている事が如実に表れています。

このような輸出大企業は多国籍企業となり、その連結で大きな収益を上げ、さらに海外で得た利益が円安による為替差益拡大で史上最高の利益を上げていますが京都の物づくり産業には貢献していません。

知事は代表質問で回復基調として、雇用の拡大をあげておられましたが、「雇用の拡大」と言うが、その実態は非正規雇用が3割から4割に増大しただけです。景気動向ではギリシャや中国の問題、フォルクスワーゲン、テロが不安定要因等と言い、中小企業の実態を見ていない。

さらに、有効求人倍率を伸ばしているのは中小企業と全て景気が良いかのように言いましたが厳しい経営環境のもとでも企業の世代構成・継承を考え厳しい中でも雇用をしている実態に目を向けていない。大企業が京都の物づくり産業を空洞化して上げた利益を知事が「回復基調」としているのは、中小企業の街京都の知事として見識が問われるのではないのでしょうか。

実態をつかんで現状に合った景況判断を示すべき

大企業の儲けと中小企業の困難さは、府の税務統計から赤字決算企業の占める割合を見ても、明らかです。

資本金 300 万円以下では欠損企業が 72%、1 千万円未満は 76.7%、5000 万円未満は 76.3%、1 億円でやっ
と 53.6%、ところが 1 億円以上 10 億円未満で 26.4%、10 億円以上は 27.5%です。中小零細企業、中堅企
業の厳しい実態が明確に示されています。2012 年から 13 年では資本金 10 億円未満や 10 億円以上の赤字企
業は半減しています。これがアベノミクスの実態で中小零細企業には一切の恩恵が無い事はあらゆる指標を
見ても明らかです。

一番厳しいと言われる丹後の実態はもっと深刻です。ちりめん生産は 9 月では前年比マイナス 18.2% 2
年前からはマイナス 27%。10 月は前年比マイナス 9% 2 年前比ではマイナス 11%となり、丹後では 3 社あ
った精練工場のうちの一社が昨年倒産したにも拘らず、丹工の精練工場は 8 月から定時操業状態が続いてい
ると聞き及んでいます。丹後の若手グループは、ブランド化・製販一体化を目指し、高島屋で丹後プラスと
常設販売コーナーなど積極的に取り組んでいます。丹後ちりめんの生産量は、今年度は 40 万反から落ち
込む見込みです。さらに北都信金の景況報告では、D I 値は北部全業種では 3 ポイント改善ですがそれでも、
マイナス 22.3 であり、丹後全体では 4.8 ポイント改善と言うがマイナス 27.7 です。製造業では 2.2 ポイン
ト低下のマイナス 46 と 3 四半期連続のマイナスとなるなど景気回復とはかけ離れた事態です。表面をなぞ
り都合の良い指標だけでなく深層の実態をつかんでももう少し現状に合った景況判断を示すべきではないで
しょうか。

そこで伺います。このような状況で中小企業が 99%占める京都府の景気・中小企業の景況感をどう判断し、
今の景況感を改めてお聞かせください。

商店街・商店 店舗改装や設備更新等々への助成制度の復活を

次に商店街振興支援に関わってお伺いします。今年 9 月、群馬県高崎市にうかがい「まちなか商店リニュー
ーアル事業」についてお聞きしてきました。この事業は、不況で苦しんでいる商店街・商店を激励し、元気
にするための制度として、市の単費予算で商店の改装から設備更新までを助成する制度であり、2013 年から
開始されました。申請書は出来る限り簡便に、申請書に不備があっても受付を優先し、後からの訂正や補足
資料で、出来る限り支援を行うという積極的姿勢の助成制度です。来年度以降も継続していくとされてい
ました。申請の調査では職員の方はたいへんご苦労されたそうですが、そのことが市民からの信頼となり、
各職員が仕事への自信となり各自が率先して調査に行くなど、行政と市民のつながりも深まったと言われま
した。その意味では行政冥利、公務員冥利となった事業だと思います。京都府の行政運営にあたっても多い
に学ぶ点があるのではないのでしょうか。

本府でも、節電対策の助成制度としてスタートした事業も 2 年目 3 年目とその利用条件が厳しくなり、3
年で終了となってしまいました。不況で苦しむ商店街・商店の激励に店舗改装や設備更新等々への助成制度
を復活させるべきではありませんか。いかがですか。

電力料金 情報提供、相談を受け指導援助する体制整備が必要

以前の一般質問でも高騰する電力料金問題を質問しましたが、金属加工の冶金、鍛造、鋳造、鍍金や京焼、
清水焼、陶器やセラミックなど電力を多く消費する事業所は電力料金の高騰が経営を圧迫しています。本府
では府施設の電力調達について新たな契約で電力料金の引き下げを行っていますが、電力自由化を目前にし
たいま、電気料金値上げで苦しんでいる事業者への支援として、電力料金の軽減に京都府として、直接助成
の検討が必要ではないのでしょうか。また協同組合等が独自に、各電力供給会社との団体契約等をしようとし
た場合に、低価格電力契約での電気料金引き下げのシュミレーションやデーター集約や請求事務等での初期
投資が大きな障害になっています。これらへの助成や各電力事業者と折衝に当たっては、中央会等の指導団
体丸投げでなく、行政自身がより有利になる方策や情報提供、相談を受け指導援助する体制整備が必要では
ないですか。いかがですか。

炭素繊維 需要開発、販路開拓に向けてさらなる助成・支援が必要

次に炭素繊維への助成問題です。約 4 年前、丹後で新産業の可能性を目指し、既存の機械金属や丹後織物
の基礎的産業をベースに地域内での相互循環を生む事業として、新素材、炭素繊維の加工の取り組み相談が

ありました。自社の若干の改良で炭素繊維の織物可能としたが、個人でなく、地域全体に波及するように展開することが必要でないかとアドバイスをさせていただき、織金センターでFRPと炭素繊維での加工が丹後の新たな集積の可能性を追求する研究会が発足し、その支援の予算化が行われました。

機械金属加工、織りの事業者のメンバーでFRP炭素繊維に、織機改良や改造等は機械金属の仕事になり、賃機業者は新たな織りの仕事となるように、工織大の先生の指導のもと研究が行われてきました。京都のカーボン事業は、後発の研究でしたが、丹後の織り技術との融合によって新たな技術の発展の可能性が追求され、カーボン織り加工と新産業への展望を持って取り組まされてきました。

この間、国の予算を使って試験機の導入が行われ、試作品へと取り組まれました。カーボン繊維はKg当たり3万円と原材料は高い糸となっていますが、今年はカーボンと化学繊維の組成で、他産地では平織り・綾織りですが模様織りに成功し、東京の展示商談会で好評を博したと聞きましたが、この事業と研究会の助成が今年度で終了することになっています。

せっかく緒についた事業が本格事業への仕上げの時期です。事業を軌道に乗せるため引き続き助成の支援をつよめることが必要ではありませんか。丹後の織物技術と機械金属加工技術を活かした本格稼働への更なる研究と製品開発、機能と需要開発、販路開拓に向けてさらなる助成・支援が必要と考えますが如何ですか。織物の機械加工もFRPの新たな素材として商品化への支援によって、新たな丹後の光明となる地場産業創設になるのではないでしょう。本府の今後の方針はどうかお答えください。

【知事】

京都経済の景況感の話なんですけれども、これは別に個人の感覚の話ではなく、基本的な経済の数値をしっかりと分析して、それも長期的な観点からずっとやっていく、これが実際問題として京都府のやり方でありまして、これについては、政策企画部の企画統計課の情報分析担当が、ずっと月毎にそれぞれのCI値、こうしたものをしっかりと分析して出している。その時の11月30日現在の経済動向は「府内の景気は、緩やかな回復基調である。ここ最近の統計の動向は、生産は緩やかな回復の動きに一服感、雇用情勢は緩やかな回復傾向、消費額は2か月連続で前年同月を下回った。先行きについては、海外景気の動向や原油価格の変動に伴う影響などを注視する必要がある。」というふうに述べ、日本銀行京都支店の短観は、これは回復基調にある。そして京都銀行の総合経済研究所のものは「回復の動きはある」。そうして雇用の方の話も市内の求人倍率は過去最高を記録している。ただその中でも業種とか地域でみると、京都市が実施している中小企業の実態調査DIはあまりよくない悪化している。北部の方の中小企業経済状況レポートはよくない。それから伝統産業についてはまだまだ良くない。というふうにまだら模様にある。しかしどの指標をとっても全体には回復基調にあるというのがある。そういう客観的な指標を示して私は述べているわけで、今申しましたように2年連続消費動向についての、二ヶ月連続下がっているとかの傾向がありますので、この点については、景気の回復の効果を内需振興に結びつけないといけないということで、中小企業伝統産業に行き渡されるよう、例えば商店街の景気浮揚につなげるため、府内全市町村と連携して総額160億円のプレミアム商品券を発行している。これはすでに完売しておりますし、伝統産業の景気浮揚をはかるための琳派祭の開催や京の匠商品券の発行、地域の消費を喚起する京もの祭ーええもん市の開催、食彩券の発行などきめ細かな中小企業対策、商店街対策を立てている。こういったことによって、まだら模様の中でいい部分をのばし悪い部分を補っていく対策をとっているところです。さらに中小企業については、私どもはエコミックゲーデニング方式におきまして、まさに伴走支援におきまして徹底的に援助をしていきますし、この前も申しましたように、これからの京都の景気対策はやはり中小企業対策であるとしてこれからも全力で支援していくというのが方針であります。

【商工労働観光部長】

商店街や商店の支援についてであります。代表質問で知事から上原議員に答弁したとおり、これまでから、その時々々の経済情勢や府内中小企業の状況を踏まえて事業を検証し、適時的確な事業を実施しているところです。昨年度は消費増税に伴う反動減やエネルギーコストの増大に伴うコスト削減の取り組みを支援するため、例えば小規模事業者コスト縮減応援事業として77件約1600万円の支援を小売業者等に行ったところです。また今年10月に「商店街創成センター」を立ち上げまして、一商一得パワーアップ事業や中小企業知恵の経営ステップアップ事業による経営改善の取り組みの一環として、商店街商店の設備更新等も支援しておりまして、今年度は補助額の倍増したこともあって、店舗の改装や設備更新にも利用しやすくなった

ということで利用いただいた商店等からでも大変喜ばれているところです。今後とも商店街創成センターや中小企業応援隊を核にしまして、困難な状況に置かれた商店街や商店の活性化をはかる中で設備更新等を含め必要な支援を親切で丁寧に行っていきたいと考えています。

次に、電力料金についてであります。電力の小売りはすでに部分的に自由化され、契約電力 50 キロワットを超える企業が購入する場合には有利な条件で契約することも可能となっていまして業界団体にもお知らせしているところです。しかしながら、来年の全面自由化で電力会社の参加がさらに進み、競争原理が働いて低価格化がさらに進むと見込まれること、また現在の契約を解除すると違約金が発生するケースあることなどから、利用者側は模様眺めの状況となっています。京都府では、コストを削減するためにこうした手法に加え、これまでから工場やビルに対するエネルギー管理システムの導入支援、中小企業応援隊を通じた中小企業知恵の応援隊ステップアップ事業などに取り組んできたところです。今後とも中小企業応援隊、京都産業エコエネルギー推進機構をはじめとした関連産業支援機関と府の職員が一体となりまして、ここの中小企業の置かれた実態に応じ支援を進めていく考えであります。

次に炭素繊維についてであります。丹後の地場産業を生かした新産業創出に向けまして平成 25 年に FRP 試作研究会を立ち上げ、織物業と機械金属業の優れた技術を活用し、今後成長が見込まれる新たな FRP 製品の試作開発や技術研究に取り組んできたところです。これまで二年半の研究活動を通じまして、ゴルフクラブのシャフトやパイプバネ、文様の入った繊維材料をおる技術などの開発を進めまして、この秋に出店しました新素材の展示会でも大きな反響がありまして、既に大手スポーツ用品メーカーからの依頼で試作を行っている企業も出てきています。引き続き、織物・機械金属振興センターが中心となりまして、企業の森を始め様々な支援策を活用しまして、製品改良や用途開発、販路開拓を支援してまいります。また、今回織物・機械金属振興センターが開発しました炭素繊維を織る技術は、地域に多数ある小幅度織機を活用できること、市販の炭素繊維素材と同等の強度を実現するとともに、大幅な製造コスト削減の可能性を持っていること、それから縦糸と横糸に炭素繊維と他の繊維を混ぜることで炭素繊維のみではできなかった文様を織れることなど大きな可能性を持っています。炭素繊維は白生地などの減産が続く中、明るい兆しが見える広幅分野に加えまして、新分野進出の一つの柱になると考えておりまして、技術の普及と確立を進めるとともに、関係機関と連携を取りながら販路開拓を進めまして、丹後地域における新産業の創出を推進していく考えでございます。

【原田】 知事のおっしゃることは、今の全体の見方として言うのはそうなるでしょうけれども、中小企業のまち京都の知事として、中小企業をどう支援するのかという上での区別の分析が必要ではないか。特に廃業の数で言えば、事業所の減少は残念ながら引き続き増え続けているというのが今の実態ですし、そのような状況のもとで中小企業の支援を行う上での必要性をもっとしっかり見ていただく。同時に京都全体の大企業の関係で言えば、確かに大企業は大きな利益を上げていますから、マダラ模様ということも言えるかもしれませんが、この大企業でも 3 年間で内部留保は大きく増えています。しかし、同じ 3 年間で有形固定資産については、135.8 兆円から 130.6 兆円、5.2 兆円も減っている。手元資金として 5.8 兆円増えている。設備投資に回っていないというのが今の状況ですので、ぜひその点も含めて、しっかりと受け止めてご検討いただきたいということでもあります。

炭素繊維についても、しっかり応援をしていただくことが必要ですので、その点は求めて次の質問に移ります。

文化財の修復 修復等への斡旋など行政が能動的に行動を

次の文化財の修復と建設業界にかかわって何点が質問いたします。私は文化財の修復に関わって、原材料の問題や事業者支援の問題点を指摘し改善を求めてきました。京都は国宝、重文、伝統建造物群、登録文化財を数多く有しています。最近では石清水八幡宮が国宝となりました。そして文化財は京都の良質な観光資源としても重要な役割を果たしています。しかし、京都の文化財修復に関わっている事業者は大変厳しい経営環境に置かれています。

京都府では教育委員会文化財保護課が国宝や重文等の文化財修復の受託を行っています。このような体制があるのは京都を含め全国で 3 府県しかなく、その点ではめぐまれた環境にはありますが、厳しい経営環境は変わりません。

文化庁認定の伝統技術保存者の指定を受けているある事業者のお話を伺うと、職人さんに給与を一日2万円は出したいが、今の受注価格では1万2千円から1万4千円程度しか出せない。これでは後継者の育成どころが、技術継承すら厳しい状況だと言われていました。

文化財の修復には高度な技術が求められます。京都の府内業者の育成を行うことが必要です。そのためには、文化財修復に関わりたいと思っている事業者には、京都府がそのスキルアップになるよう、技術習得の教育や実際に文化財修復を経験することが、技術向上には必要であり、まずは登録文化財の修復等への斡旋など行政が能動的に行動することが求められるのではないのでしょうか。いかがですか。

さらに、受注においても技術的にどうしても他府県業者の委託しなければならないもの以外は、京都府内業者の受注に繋がるよう支援することが必要ではないのでしょうか。例えば防火防犯設備では、セキュリティ一社の関連企業が圧倒的に落札しているのではないのでしょうか。一定水準の技術を有する京都の事業者が直接受託できるよう、地域インセンティブ等支援制度仕組みを検討するべきだと思いますがいかがですか。

文化財修復事業は公共事業であり、まさに公契約条例を制定し賃金条項をしっかりと明記したもとの、発注体制を講じることが必要ではないのでしょうか。公共事業が率先して、現場技術者・職人の後継者を育成できるような工事単価人件費保証できるような制度仕組みを構築することが必要ではありませんか。

夜久野漆の植栽並びに漆生産に直接支援・助成を

京都の文化財修復に欠かせない原材料として、左官や屋根工事の重要な深草土や左官仕上げの聚楽土がありますが、植物資源は保護の対象となっていますが壁土や岩絵具など鉱物は保護の対象になっていません。鉱物資源も保護の対象になるよう文化庁に働きかけることが必要ではありませんか。

また、文化財修復に使う漆は今後3年間で国産漆に切り替えることが文化庁から指示が出ています。しかし、国産漆は国内需要の2%しかなく、日本では岩手県の浄土寺が中心となっています。かつて京都は、漆の大きな産地でした。福知山市夜久野町には明治時代には500人も漆職人がいましたが今や二人となっています。しかも漆の植栽は今年植えた100本を入れても700本しかなく、今年の木収穫は13年から15年後になります。また、漆は徳用林で農水省の助成もないのが現状です。仏像や仏具、建造物、その他木製品等の修復に漆は欠かすことはできません。

歴史と伝統のある夜久野漆の復活に向けて、国への支援の要請とともに京都府としても、夜久野漆の植栽並びに漆生産に直接支援・助成を行う事が文化財修復や京漆器、木工振興にも必要ではありませんか。いかがですか。

一般建設・土木の技術継承の上からも公契約条例の制定は緊急の課題

最後に文化財修復でもふれた、公共事業に関わる公契約条例の制定です。一般建設・土木の業界でも、若手後継者が不足しており、業界の給与が以前は製造業よりも高い給与水準でしたが、建設業協会の資料を見ても今や低水準となっています。そのため若手後継者育成が難しくなっており、早急な改善が必要です。入札での予定価格に最低制限価格が今は以前からすると上がってきてはいますが、それでも改善が図られる状況にありません。文化財の項で触れたように、人件費規定を入れた公契約条例の制定により、若手後継者の参入・後継者育成に貢献する条例制定は焦眉の課題です。我が会派の上原議員の質問に賃金のみんな引き上げはナショナルミニマムで、府内企業の発注は公契約大綱で地域経済に配慮などという状況ではありません。建設現場では外国人労働者が増えてきており、日本の技術者集団の形成にとっても、人件費規定を入れた公契約条例の制定は欠くことのできないものなのです。文化財修復技術も一般建設・土木の技術継承の上からも公契約条例の制定は緊急の課題です。現状認識と今後の方針についてお答えください。

【総務部長】文化財と公契約についてであります。文化財は京都府が世界に誇る文化の柱の一つでありまして、地域創生として文化創生を掲げている京都府におきましては、例えばふるさと納税を活用した文化財を守り伝える京都府基金の設置でありますとか、府庁旧本館、旧議場の修復の公開など、その保存や活用に関係部局が連携して取り組んでいるところでございます。修復技術の継承もその上の取り組みの一つとして位置づけているところでございます。

一方、修復作業に関する賃金のあり方ということで申し上げますれば、これまでから繰り返しご答弁申し上げ

ている通り、やはり公契約のみならず私契約を含めた統一的な見地からナショナルミニマムとして対応することが基本と考えております。なお、公契約大綱に基づきまして、元請け・下請け関係の適正化、および賃金水準など労働環境確保に関しまして、契約の相手方に法令遵守の徹底を義務づけております。

【農林水産部長】夜久野漆についてでございますが、漆は古くから京漆器の塗料や京仏壇に代表される金箔押しの接着剤として、京都の伝統産業に欠かせない材料でございます。夜久野地域は全国でも有数の漆の生産地として、多くの漆掻き職人がいらっしゃいましたが、安い中国産の漆に押され減少しております。そのため漆の復活に向けた活動に対し、平成 18 年度から京都府意欲的林業者等活動支援事業で財政支援をしております。また、本年6月の政策…におきまして、林野庁に対し支援制度の創設を要望したところでございまして、引き続き生産拡大に向けて要望してまいりたいと考えております。また、平成 26 年度に地元の生産者を、農林水産業の生産技術を伝統的に受け継いでいく「山の匠」に認定いたしまして、後継者の育成や技術の伝承活動についても林業普及指導員が指導しているところでございます。今後の対応でございますけれども、夜久野地域に植栽されている品種が一種類となっておりますので、病害虫に対するリスクも高いことから、京都府緑化センターにおいて他品種の研究を行い、夜久野地域との適合性を確認しているところでございます。

また、京都が我が国の文化財保存・修復国際センターとなるよう、現在関係機関と連携して人材育成等に取り組んでいるところでございますけれども、国宝重要文化財の修復には原則として国産漆の使用が求められるなど、漆を始めとする原材料確保が重要な課題となっておりますので、引き続き地域の状況を踏まえた支援に努めてまいります。

【教育長】文化財修復技能者や企業の技術力のアップについてでございますが、府教育委員会が毎年開催しております修理現場の公開時に、各種企業への技術指導や伝統技術継承についての啓発を実施したり、府実施の修理事業を通じまして日常的に技術指導を丁寧に行うほか、各種保存団体が実施する研修会などにも参画し、積極的に指導や助言を行っているところでございます。

また、登録文化財の修復につきましては、所有者が企業を決定し工事を発注するものでございますが、所有者の求めに応じまして、文化財的価値の維持や府内企業の活用等につきまして、指導・助言を行っているところでございます。

次に府が発注する修理工事にかかる府内企業への支援についてでございますが、創建当初の意匠に復元したり、世界に誇る質の高い文化財の価値を維持するため、文化財建造物等の修理実績があること、実務経験を 15 年以上有する熟練技能者を直接的かつ恒常的に雇用していることなどを条件とする府教育委員会独自の入札参加資格制度を設けまして、施行できる企業が府内にないか極めて少数の場合を除き、原則として府内企業に発注をいたしまして、伝統技能を有する府内企業が直接受注できる機会の確保努めているところでございます。昨年度の工事受注企業の約 9 割が府内企業となっているところでございます。

次に工事単価と人件費保障についてであります。設計労務単価は労働者の賃金を毎年綿密に調査をされ設定されていると承知いたしていますが、文化財建造物の修理工事におきまして、労務単価を適応する際は、伝統的技法を用いることなどの特殊性を考慮しながら、市場の状況に応じまして適切に対応しているところでございまして、そのことにより技能者の身分保証や後継者育成につながっているものと考えております。

次に文化財修復用鉱物資源の確保についてでございますが、こうした資源が将来にわたり安定的に供給されますよう引き続き文化庁に対しまして助成措置などを要望してまいります。府教育委員会といたしましては、今後とも文化財建造物の修理を一層積極的に行い、本府の文化財の保存と文化財保存技術・技能の継承に努めるとともに、関係機関・団体とも連携しながら、府内企業の育成・活用にもしっかりと取り組んでまいります。

【原田・指摘要望】公契約については、公契約大綱でということが言われますけれども、現状でも先程報告したような事態が起きている。こういうふうな中でいかに全体の振興をはかるのかということが問われているわけで、その点での再度の検討を強く求めておきたいとおもいます。

さらに、文化財の修復についても、15 年以上の経歴、なかなか文化財の事業そのものに関わるということができない事態のもとで、より京都の事業者のスキルアップをはかるような積極的な支援制度を講じていただくように、これも求めて質問を終わられていただきます。ご静聴ありがとうございました。

アスベスト被害対策の抜本的強化を

【前窪】日本共産党の前窪義由紀です。数点について知事並びに関係理事者に質問いたします。まず、アスベスト被害根絶対策についてです。アスベストは、1970年代以降、欧米各国が規制強化で用量を激減させたにもかかわらず、我国では規制を怠り、業界ぐるみの製造・販売が続き、全面禁止は2006年と遅れました。これまで1000万トンを超える大量のアスベストが輸入され、その約8割が建設材料として使用し続けた結果、多くの建設労働者が被害を受けています。

アスベストによる被害者は、全国で年間4000人を超えていると言われ、高度経済成長期の建築物解体のピークを迎える今後、さらに増え続けると予測されています。被災者の救済はもとより、建物解体工事等による飛散防止など再発防止の強化が待たなしです。

2014年10月、大阪・泉南地域のアスベスト被害をめぐる集団訴訟で、最高裁は国の責任を認め、賠償を命じました。建設アスベスト訴訟では、2008年以降、建設現場などで建材用アスベストを吸い肺がんや中皮腫などを発症したとして、全国6地域で元建設労働者と遺族約700人が、建設現場の被害をめぐり国と建材メーカーを相手に裁判を起こしました。東京・福岡地裁に続き、来年1月には、京都府内の元建設労働者と遺族27人が国と建材メーカー32社に計約10億円の賠償を求めた京都地裁の判決が出される予定です。提訴後すでに原告団長、副団長など11人の原告が亡くなっています。原告の皆さんは、肺がんや中皮腫などの重い病気を抱えながら、謝罪、賠償とともにアスベスト被害の根絶を命がけで求めておられます。

学校施設等のアスベストは、2005年から吹き付けアスベスト等の使用実態調査に取り組んでいるにもかかわらず、「見落とし」や「分析ミス」が次々と発覚しています。2012年に大阪府立金岡高校で、発がん性の高い青石綿の飛散事故が発生しました。建設時の校舎図面にアスベスト使用の記載がなかったことから、十分に調査せず使用していないものとして、ひさしの天井版を剥がす工事を進めたために、校舎内に青石綿が散乱し、作業員、生徒、教職員の暴露を起こし大きな問題になりました。

北海道釧路市では、2005年の調査以降、昨年の再調査を含めこれまで、47校のうち13校、3割近い学校で見落としがあり、岡山県倉敷市では、中学校の耐震工事で吹き付けアスベストが発見されたことから150校を改めて調査をしたところ、22校で見落としがあったということでもあります。

本府では、本年6月、木津総合庁舎の煙突下部点検口の中に断熱材として使われていたアスベストの含有が確認されたことから、同様の設備を点検したところ府立学校4校、木津以外の6総合庁舎、4警察署など37施設の49の煙突で安全確保対策が必要だとされました。府立学校では、現場の調査と図面等の確認から先の4校を含め17校でアスベスト含有や含有の疑いがあったと確認されています。

本府における「見落とし」や「分析ミス」への対応はどうされていますか。また、今回の煙突の点検調査の結果についてどのように受け止めておられますか。緊急対応と撤去に向けた今後の対策についてお答えください。

使用実態を把握し、レベル3の飛散防止対策の強化を

【前窪】アスベストは、飛散しやすさに応じて3つに分類されています。吹き付け材など最も飛散しやすいものがレベル1、配管保温材や煙突断熱材などがレベル2、その他、洋風瓦、サイディング外壁材、軒下天井のスレート板など比較的飛散しにくいとされているものがレベル3とされています。レベル1と2の解体工事は、自治体への届け出の義務があり、レベル3を含めて解体工事の際に、アスベストの含有の有無についての「掲示」をすることを定めています。文科省は、昨年度からレベル2についても、アスベストの使用調査を行っていますが、レベル3については、暴露の恐れが少ないとして対象外としています。

どこにアスベストが使われているのか、きちんと調査して記録に残し、日常的に安全管理を徹底していくことが重要です。学校設備におけるレベル2の使用調査の結果と今後の対応はどうされていますか。また、レベル3の使用実態をどのように把握し、安全管理対策を行っているのか。お答えください。

本年7月30日、国交省は、民間建築物における吹き付けアスベスト飛散防止に関する調査結果を公表しました。本府は、調査対象建築物6959、調査報告のあった数6009、吹き付けが確認された数510、指導により対応済みの数285、未対応の数225、未報告の数950となっており、対応率は84%で全国ワースト9位となっています。ちなみに対応率90%以上は30道県となっています。また、本府は融資制度しかありませんけれども、調査に6県、除去工事に12県が補助制度を実施しています。

本府でも補助制度を創設するなど、遅れているアスベスト飛散防止対策を全国水準に早期に引き上げ100%をめざすべきです。お答えください。国交省は、2013年度から石綿調査の国家資格である「建築物石綿含有建材調査者制度」をスタートさせ、中立、公正に正確な調査を行うことができる調査者の育成を図り、活用していくとしています。

本府としても、この調査者を増やすために、講習などへの支援、調査者を活用した調査を増やし、「見落とし」や「分析ミス」の防止、中立・公正・正確な調査を推進すべきと考えますが、いかがですか。

アスベスト被害の根絶へ、国に対し、給付対象疾病の拡大、給付水準の引き上げなど石綿救済法の抜本改正やさらなる飛散防止対策の強化を求めると同時に、府の条例で対象にしているレベル1だけでなく、レベル2、レベル3への対応も条例に盛り込み、再発防止や被災者を出さない決意をすべきと考えます。いかがでしょうか。これまでお答えください。

【知事】 府有施設のアスベスト対策についてであります。京都府では、府民の安心安全の確保と良好な生活の維持を図るために、平成17年に庁内にアスベスト対策推進会議をもち、アスベストの感知から健康被害対策まで総合的に対策を推進してまいりました。平成17年からアスベスト問題に関する閣僚会議におきましては、被害者拡大防止対策や使用実態把握の強化などが決定されておりますので、飛散性が著しく高いとして、全国調査の対象とされた吹きつけアスベスト・レベル1につきまして、府有施設をくまなく調査し使用が判明したすべての箇所について、すでに除去や封じ込めなどの対策を完了しております。

今回、木津総合庁舎で発見されましたアスベストについては、吹きつけアスベストよりも飛散性の低いレベル2に区分されるアスベスト含有断熱材でありまして、冷暖房用のボイラーの煙突内に貼られていたものが、経年劣化により剥離落下したものであります。このレベル2の建材につきましては、昨年6月に石綿の傷害予防規則が改正され、劣化等により粉じんの発生、発散のおそれがあるばあい、封じ込めなどの対策が必要となっておりますので、推進会議などを通じて庁内に周知徹底と注意喚起を行ってまいりました。

レベル2の建材は、職員が通常立ち入らない煙突内壁など、建築物の隠蔽部に使用されておまして、本年6月に保守点検で内部で調査したことで発見に繋がったものであります。このため、直ちにアスベストの飛散の恐れがないよう煙突点検口の密閉性を高める設置を行うとともに、大気汚染法上の規制はないものの、念のため大気中のアスベスト濃度測定を実施し、飛散がなかったことを確認したところであります。

あわせて、今回の事案を受けて直ちに推進会議を開催し、府有のすべての煙突についても、国において対応指針は定められていないんですけども、日常の目視調査でわからない設備内部やその劣化状況につきましても、設計図書を含む詳細な一斉調査を実施し、レベル2の断熱材の使用の有無についても把握しました。このうち、使用が認められた煙突につきましては、正確に分析を行うために、専門家に診断を依頼した結果、旧総合庁舎を含め37施設で39本で、アスベストを含有断熱材の劣化が確認されました。

このため、こうしたすべての施設周辺について、大気中のアスベスト濃度測定を実施し、飛散がないことを確認したところであります。さらに、剥離落下している断熱材を完全撤去するとともに、煙突点検口の密閉性を高める補強工事なども、すでに完了したところであります。

今後とも、さらなる安全確保を図るために、煙突については定期点検の際に、引き続き劣化状況を確認いたしますとともに、大気中のアスベスト濃度の測定を実施、さらに、鉄骨被覆材など煙突以外のレベル2の建材も含め、引き続き全体把握に努め、庁舎の改修などに際し、含有建材の適切な除去をしっかりと進めていきたいと考えているところであります。

健康被害の救済につきましては、全国知事会を通じて、制度の充実を国に対して働きかけてきたところでありまして、この間、特別遺族給付金の支給対象の拡大などが図られてきたところでありますが、今後とも、健診制度の確立などの健康被害救済制度のさらなる充実強化を要請してまいりたいと考えております。また、建築物の解体などに伴うアスベストの飛散防止対策については、京都府では、ご指摘のように平成17年に全国に先駆けて、小規模な解体工事も対象とする条例を制定したところであります。

こうした概要につきましては、大体の部分は今回の規則の改正で、これは、もっと幅広く対象となっておりますので、残っているのは経過措置的にですね、引き続き府庁が監督する必要な部分が残っている程度となっておりますので、レベル2まではある程度できているんじゃないかと思っております。ただレベル3の建材につきましては、現在、なかなか、どこまでが危なくてどこまでがという確認等について検討が進められておまして、そうした面におきますと私どももですね、この国の検討状況を見守っていかなければならない面があります。したがって、全国知事会を通じて国に対しレベル3の建材についても規制の対象とす

るよう強く働きかけているところであります。今後とも、法律、条例の的確な運用を通じて、府民の不安解消と被害発生の未然防止に取り組んでまいりたいと考えております。

【建設交通部長】 国土交通省においては、平成 17 年度から都道府県を通じまして、民間建築物の吹付けアスベスト飛散防止対策につきまして全国調査を行っており、これまでに、本府では調査対象の昭和 31 年から平成元年までに施行された、述べ面積 1000 m²以上の建築物、約 7000 件の吹付けアスベストの使用状況について調査し、毎年フォローアップを行ってきたところでございます。

その建物を壊したり改修等をする場合を除きまして、建築物のアスベストに関する法規制につきましては、石綿障害予防規則で、「事業者はその労働者を就業させる建築物」に限り、「その粉塵にばく露する恐れがあるとき」に、「除去等の措置を講じなければならない」とされるとともに、また、アスベストの有無につきましても、建築基準法で一定規模以上のマンションやホテル等の多数の者が利用する建築物に限り、調査し報告することが必要となっております。その他の建築物については、法令による義務付けがない中、所有者による自主点検や必要な改善を促すために、府は国と協力いたしましてこの調査にとりくんできたところでございます。

京都府におきましては、平成 17 年度に吹き付けアスベストがある建築物が 442 件見つかった中で、これらの建築物の所有者に除去等の対応を督促する文書を送付したり、個別の指導を行うことなどにより、対応済みのものがございますけれども、平成 17 年の 74 件から平成 27 年で 285 件まで増加させてきたところでございます。また、国の公表資料による対応率という概念でございますけれども、調査に未回答の件数も未対応ということで含まれるということでございまして、府の対応率を上げるために、未回答の者に対しまして調査の重要性を伝え、また、回答を文書で依頼することなどによりまして、未回答は平成 17 年の 3543 件から平成 27 年で 950 件まで減少させてきたところでございます。

支援制度につきましては、平成 18 年当時に市町村と相談いたしましたところ、国と府・市町村で行う補助制度につきましては、除去等の対応を行うためには建物所有者が 3 分の 1 の負担をするというような制度になっておりまして、必要金額すべてを調達できる方が良いのではないかと考えたこと、また、劇場、百貨店、マンション等多数が利用するものに限られておりまして、個人住宅等に適用されないこと、また、資金調達が厳しい中小企業や住宅への支援が必要と考えたことから融資制度が適切と判断し、融資制度で対応してきたところでございます。なお、他府県で補助制度を設けているところは、現在 16 県というふう聞いておりますけれども、制度の利用が進まないというようなことから廃止した県も複数あるというふう聞いております。

京都府といたしましても、この約 7000 件の調査対象のうち、未回答をさらに減らして、また、対応済みを増やすよう市町村と連携し努力していきたいと考えているところでございます。しかしながら、法律では吹付けアスベストの有無の調査につきましては、これら 7000 件すべてに義務付けられている訳ではないことから、所有者に自主的な点検と改善を促す方法のみでは、その推進に難しい面もありまして、国に対し実効性の高い対策を求めていきたいというふうと考えているところでございます。

また、アスベストの調査を行う資格者でございますけれども、平成 25 年度に建築物に関連する事業者を対象に、国土交通省が建築物石綿含有建材調査者制度を創設しておりまして、こういった国家資格者を活用することは、意味のあることというふうに認識しているところでございます。このため、建築物のアスベスト調査におきましては、このような資格者制度があることを、庁舎や施設を管理する庁内の関係部局や市町村に連絡しているところでございます。しかしながら、この制度は 25 年度から始まったばかりで、建築物の石綿含有建材調査者は全国で 396 名、京都府では 7 名と少ない状況でございまして、市町村やコンサルタント関係団体などに対しまして、制度を周知し、まずは調査業務を依頼できる者を増やしていきたいというふうに考えているところでございます。また、ホームページで、本制度の主旨を広く普及啓発していきたいというふうに考えているところでございます。

【教育長】 アスベスト対策につきましては、平成 26 年の法令改正によりまして、石綿を含有した保温材、耐火被覆材、断熱材、いわゆるレベル 2 と言われる建築材料につきまして規制の強化が図られたところでございます。これを受けまして、文部科学省におきまして実施されました平成 26 年 10 月 1 日時点の全国調査では、暴露のおそれのある保温材や耐火被覆材等はございませんでしたが、一方で、調査が未完了の学校施設も多くあったところでございます。

府立学校につきましては、その後、独自に調査を行いまして、室内配管につきましては、損傷、劣化箇所があった 31 校で直ちに措置を講じ、煙突の断熱材につきましては、劣化が見られた 4 校で飛散防止対策を実施いたしたところでございます。また、市町立学校につきましては、調査未実施の学校について早期に調査を完了するよう通知をいたしました。今後とも必要な措置が図られるよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、アスベストを含んだセメント等を板状に固めたもの、いわゆるレベル 3 とされる建材の対策についてでございますが、これらは、通常の使用において含有するアスベストが飛散する可能性は低いとされており、児童生徒等の安全対策に万全を期すために、改修工事等における破断や粉砕に伴う飛散や暴露の防止対策をしっかりと行うなど適切に対応してまいります。

【前窪・再質問】アスベスト被害根絶対策なんですけどもね、本府の緊急措置条例は平成 17 年に作られまして、これまで一度も改正されていない。その間、法が強化されてきました。法の規定では、解体工事等の届け出者は施工者から発注者変わっていますね。本府の条例には、まだ施工者となっています。それから、レベル 2、レベル 3 も本府の条例では対象外となっている。これではいかがなものかと思っております。他の県ではですね、改正して届け出を発注者に変更、レベル 3 に対応する規定も盛り込んでいます。兵庫県や大阪府等ではレベル 3 の解体工事も対象にして、工事实施届け、作業基準等も位置づけ、法を超える対応をしております。これが条例のやっぱりもつ意味だと思えますね。緊急措置の時期は過ぎているわけで、本府も本格的な建築物の解体期に対応して、レベル 2、レベル 3 も条例にきちっと位置づけて対応すべきだと考えますけれども、知事の明快な答弁をお願いしたいと思っております。

それから、補助金制度の問題なんですけども、16 県で補助制度をやっているということですが、補助金制度を検討しているというのは 4 県であるということです。京都市では、吹付けの恐れがある建築物の分析調査に 100% の補助、それが上限 25 万円までですね。アスベスト除去工事に 3 分の 2 の補助、上限 100 万円。こうした制度を運用しておられるわけでありまして。府内の自治体との連携もあります。ぜひ、京都府がしっかりリーダーシップをとって補助金制度を検討すべきだと、今その時だと考えますけれども再度答弁をお願いします。

【知事・再答弁】緊急措置条例の方は実際はですね、もうレベル 2 の規則が改正された段階で、レベル 1 の部分については、ほとんど効力が無くなっている。実際問題としては、こう廃止をしても良い。ただ、緊急措置条例で一部小規模なものととか、そうした時に指導してきた部分が残っておりますので、そうした観点から今残っているだけという形になっております。ですから、問題なのはたぶんレベル 3 をどうするかというところが、今一番問題になっているんじゃないかなと思いますけれども、確かにご指摘のように大阪とか兵庫で登録制度にして、労働基準の徹底等やっている訳なんですけれども、そうした時に一番問題なのは、レベル 3 の場合、どういった時に危険が出てくるのだろうか、どうした点で問題が出てくるのだろうかということで、ここを今、国の方において調査検討されているので、私どもとしましては、やはりこれは広く全国的な研究検知の中から見て行った方が適切ではないかなという観点から、そこを見させていただいている、後戻りはないようにしているということでもあります。ですから、もしも、国の方の検討が遅れたり、その中で被害状況がでてくるようなことであればですね、これは我々としても対応していかなければならないというふうに考えているところでありますけれども、そうした点で国に対しても、全国知事会から早くきちっとだすようにということを要望しているところでございます。

【建設交通部長・再答弁】約 7000 件の調査につきまして、未回答を減らし、また、対応済み減らすよう効果的な対策を市町村と検討し努力していきたいと考えております。その推進については難しい面もございますので、国に実効性ある高い対策も求めていきたいというふうに考えているところでございます。

【前窪・指摘要望】アスベスト対策ですが、知事の答弁は非常に慎重なことでもありますけれども、現場は待ったなしになっている訳です。既にレベル 2、レベル 3 も含めまして、建物の解体は、年間ですね、全国的には、今もう 6 万くらいの解体件数、これはずっと 10 年、15 年になってきますと、10 万くらいの解体数になっていくということです。現場の大工さんとかですね、解体の作業員さんというのは、現にレベル 3、解体時にスレート板なんか割れて被曝するというので、現に直面している訳なんですよね。根絶するとい

う立場で、京都府の条例、レベル3までしっかり位置づけていただく。早く、これ、国待ちではなくてですね、府が先導してやるべきだと。常に知事は「全国初」だと、こう言うておられますが、これは相当遅れていますのでひとつよろしくお願ひしたい。これはそのように思います。それから、府内自治体での学校ですね、小中学校、これかなり遅れているということでもありますから、これは、府教委にもしっかりと支援してやっていただきたいと言うふうに思います。それから、補助金制度ですね。今の部長の答弁では、検討していくという可能性のあるような答弁でありましたので、これは早く具体化をしていただきたい。これは強く要望しておきたいとします。

リニア中央新幹線計画と京都ルート誘致は

自然と環境破壊を進め、問題山積み

【前置】次に、リニア中央新幹線計画、京都ルート誘致について伺います。

JR東海が進めているリニア中央新幹線について、予定ルート沿線住民などから不安や疑問が相次いでおります。事業着工を認可した国交省に対する住民の異議申し立ては約5000件に達し、認可取り消しを求める行政訴訟を起こす動きもあります。

リニア中央新幹線は、総工費約9兆円、2027年に東京～名古屋間で開業し、45年に大阪まで延伸させるという計画であり、ルートの86%が地下トンネルで結ぶという、前例のない超巨大プロジェクトであります。ルート予定地では自然・環境の深刻な破壊を引き起こすことが指摘され、環境大臣からも「相当な環境負荷が生じる」などと異例の意見がついている事業であります。JR東海の試算でも消費電力が新幹線の3倍以上とされ省エネルギー社会に逆行する、強力な電磁波の人体等への影響、騒音・振動被害、長距離の大深度地下トンネル掘削による地下水系の遮断、河川の水枯れ、東京ドーム51杯分にも及ぶ残土の処理、残土運搬など、1日1000台規模の工事車両の往来など解決すべき問題が噴出しています。にもかかわらず国交省は昨年10月に着工を認可しました。

そもそもこの計画は、国民の多数の支持を得ているものではありません。東日本大震災のあと、2011年国の交通政策審議会・中央新幹線小委員会のパブリックコメントでは、「整備に反対、計画中止、再検討すべき」との回答がですね全体の73%に達しています。メディアでも、「リニア新幹線は本当に必要か。よくよく考えての選択か。今から問い直しても遅くない」（毎日新聞）、「リニア新幹線・早めにブレーキを」（朝日新聞）、「現行計画に死角はないのか」（読売新聞）などと批判が相次いでいます。リニア事業に先に着手していたドイツでは、実験中の大事故などを経て、未熟な技術、安全性、高い建設費、採算性などの理由で2008年に撤退をいたしました。

問題点噴出のリニア新幹線計画を、自然・環境破壊や住民の異議申し立てなどを置き去りにしたまま、工事を推し進めることは許されないと考えますが、いかがですか。

「見切り発車」工事は許さない！ 直ちに中止を

このような無謀な計画に対し、本府も誘致予算を計上するなど、京都財界、京都市などととも、府民的な議論もそっちのけで誘致運動を進めています。首都圏・中部圏・近畿圏を一体化したスーパーメガリージョン構想では、リニア新幹線を核に据え、北陸新幹線延伸、新幹線、高速道路などの高速交通網の整備、大規模開発を進めようとしています。大手資本頼み、開発型、誘致型の手法は、京都経済、府民の暮らしに何をもたらすかは明らかです。これらは、人口減少社会のもとで、東京一極集中を加速させ、ストロー効果により地方の衰退や疲弊、地域間格差に拍車をかけるものではありませんか。いかがお考えでしょうか。

さらに、京都ルートを含む京都への誘致は、財政問題一つとっても不透明極まりないものです。JR東海は、東京、名古屋、大阪以外の「中間駅」をつくる場合、「地元負担による1県1駅」との考え方を示し、建設費として地上駅は約350億円、地下駅は約2200億円との試算を発表しております。

東京～名古屋間は建設を急ぐとの理由でJR東海の負担とする一方、名古屋～大阪間の負担は明らかにされておらず、ルート変更を求めることもあいまって「京都への駅設置」となれば、多額の地元負担が予想されます。地元負担への府民合意はあるとお考えですか。この点についてお答えください。

リニア新幹線計画と京都ルート誘致は、このように問題が山積しており、「一度始めたら、突き進むだけ」という、これまでの大型公共事業の失敗の数々の経験を繰り返してはなりません。府民合意もないまま、リニア新幹線ありきと京都誘致一辺倒の在り方は、京都の街づくりにとっても大きな禍根を残すことになって

まいります。

今こそリニア中央新幹線計画や京都駅ルートを含む京都への誘致は、いったん立ち止まり、国民的・府民的議論こそ必要です。一度壊された自然や国土は元には戻りません。本格着工や工事推進に向けて「見切り発車」することは、取り返しのつかない重大な禍根を残すだけだと考えますがいかがでしょうか。

地元自治会からの要望をふまえた木幡池・堂の川の治水対策を

【前置】最後に、木幡池・堂の川の治水計画について伺います。

宇治市の木幡池周辺地域では、3年前の南部豪雨、2年前の台風18号による浸水被害を2年連続で受けました。南部豪雨では、弥陀次郎川の決壊の影響もあり床上・床下浸水が546戸にもものぼり、台風18号では、木幡池周辺の幹線道路が冠水し、周辺住宅地で最大70センチもの浸水被害となりました。地元自治会では積極的に自主防災活動に取り組むとともに河川を管理している府の抜本的な対策を求め、昨年9月25日には、本府に、大島排水機場のポンプ増設、北池の浚渫などの要望書も提出されました。府が管理する木幡池は、南池・中池・北池とあり、面積は14ヘクタール、貯水量は約22万立方メートルとなっています。水は南池から北池に向けて流れ、通常は自然流下で山科川に流れ込み、山科川の増水時は、樋門を閉めて大島排水機場でポンプ排水をしています。しかし、ポンプ能力は合計2台で毎秒6トンであり、地元ではポンプ能力の増強を繰り返し求めています。周辺地域が開発される以前の1974年から変更されておりません。この大島排水機場のポンプ増強問題については、2013年9月18日、浸水現場を視察された山田知事が、「貯水量を上げて、水がつくことを少なくする。国にはポンプ能力増強を求める」と表明し、地元住民に約束されました。地元自治会の要望に対し、本府は本年6月に一定の回答をされ、現在、北池の導水路確保のため掘削工事等を行っています。ポンプ問題は先送りとなっています。そこで伺います。早期の排水ポンプ増設をはじめ、地元住民の木幡池の浸水被害を防ぐための要望・提案について、どのように取り組んでいこうとされておられますか。また、排水ポンプ増設のためには、河川整備計画の見直しが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

【建設交通部長】リニア中央新幹線についてであります。平成23年5月に国が整備計画を決定し、その後、建設主体の指示を受けたJR東海により、東京～名古屋間につきまして沿線自治体への意見聴取など環境影響評価法に基づく手続きが進められ、昨年12月に民間事業として工事着手されたところと認識しております。

リニア中央新幹線の事業による環境への対応についてでございますけれども、法令に基づき、事業主体であるJR東海がきちんと対応されるべきものと考えておりまして、そのことについて答える立場にはございません。

スーパーメガリジョン構想によるストロー効果についてでございますけれども、平成26年7月に国土交通省が有識者懇談会を経てとりまとめた国土のグランドデザイン2050におきまして、「いわゆるストロー効果は、時間距離が短いと発生しにくいと指摘され、大阪等への人の流れが拡大する逆ストロー効果が起こる可能性が期待される」とされているところでございます。

また、学識者や千葉県によりまして、平成10年に長野新幹線が開業して東京と約1時間で結ばれた佐久市、また、平成9年に東京湾アクアラインで川崎市と15分で結ばれた木更津市などでは、土地区画整理事業や企業誘致などのまちづくりを積極的に進めた結果、人口や事業所数が増大し、地域が活性化されたとしているところでございます。リニアと高速道路や新幹線とは違いがあり、東京～大阪間が1時間で結ばれたときの状況を予測する点については難しい面はございますけれども、このような事例から、その地域でしっかりとまちづくりを行えば、ストロー効果は起きないのではないかと考えているところでございます。

駅の建設の費用についてでございますけれども、ルート、駅はまだ決まってないということから、今後の事というふうに考えておりますけれども、JR東海が全額負担することとして、東京～名古屋間の沿線自治体に説明されたように、名古屋～大阪間につきましても、JR東海が全額負担するものと考えてるところでございます。

今回のリニア中央新幹線は、我が国の経済全体に与える影響の大きさや関西国際空港への接続など、国家戦略を踏まえた新たな国土軸の形成となるものということでございまして、極めて重要な国家プロジェクトであるというふうに考えているところでございます。

このため、これからの次代に相応しい我が国の国土軸のあり方を国民的な議論のもとに決定することを国

に求めるとともに、京都を通る整備ルートを選定と大阪までの早期開業について訴えてまいりたいと考えております。

次に、木幡池についてでありますけれども、平成 24 年の京都府南部豪雨、平成 25 年の台風 18 号豪雨と 2 年連続で木幡池周辺で大きな浸水被害が発生したことを受けまして、国、府、宇治市の三者で構成する「堂の川・木幡池周辺の治水安全度向上に関する三者協議会」というものを設置して対策を検討しているところでございます。三者協議会でのこれまでの検討状況といたしましては、今年 6 月 5 日に地元の皆様に、短期的な対策といたしまして、国、府、市の役割分担のもと、木幡池から山科川への排水量を増やすために、大島排水樋門の改築検討や、池に集まった洪水をスムーズに排水樋門に導く導水路の確保、また、木幡池の貯留量を増やすための北池の浚渫等、また、雨水流出抑制のための貯留施設の整備などを説明し、議員ご指摘の大島排水機場のポンプの増設につきましては、樋門の改築を優先することが効率的で、また効果的であるという考えから、引き続き検討する課題としたところでございます。

これに対しまして、地元の皆様方からは、他の対策については特にご意見はございませんでしたが、ポンプ増設については、「引き続き検討する課題ではなくて整備が必要である」というご意見をいただいているという状況でございまして、それを踏まえまして引き続き三者で効率的、効果的な対策の組み合わせなどにつきまして、さらに検討を進めているところでございまして、対策案をとりまとめ、地元にお示ししていきたいというふうに考えているところでございます。

【前達・指摘要望】 リニア新幹線ですが、私が先ほど一問目に言いましたとおり、沿線住民・自治体から大変な自然破壊や環境破壊、技術的未熟問題を含めて疑問等異議申し立て等を含めているような意見がだされている状況です。そうした問題点を脇に置いて、京都にくれればいいのか、こういうとらえ方は私は問題だと思えます。どんなに環境破壊をしても京都にさえくれればいいのか、このようなことは絶対に成り立ちません。それから、JR 東海社長自身が、このリニアには現在の東海道新幹線から 62% の乗客が移るとこういう予測を立てているということでもあります。そうなりますと、新幹線の利益でもって、このリニアを促進させていくというこの構想自体が崩れるわけです。

そうすると、国や自治体負担という税金負担が予測される。京都駅あるいは京都府内の駅設置となれば、おのずと京都府への府民負担が当然起こってくるだろうとこういうことは予測されるわけで、そういうことを脇において誘致、誘致ということでもいいのかという問題提起をさせてもらっているわけです。ですからですね、リニア新幹線は問題点が噴出している。一旦立ち止まって、国民的、府民的議論をすべきだと強く求めておきたい、指摘しておきたいと思えます。

木幡池・堂の川の治水計画では、平成 9 年当時、京都府の内部でもポンプの増設が必要だということで、毎秒 9 トンのポンプ増設計画というのを持っていたわけです。地元では、この内部計画はどうなったのだと言っておられるわけで、早期設置を目指して、国との調整をやって、そして本府の河川整備計画の見直しをやる。こういう強い災害防止の対策を打っていただきたいと言うことを強く求めて、私の質問を終わります。

【他会派の一般質問項目】

12月9日

- 中村正孝（自民・亀岡市）
 1. 府中部地域における児童家庭支援センターの設置について
 2. 京都丹波地域の産業振興等について
 3. 亀岡市における河川・道路整備等について

- 菅谷寛志（自民・京都市山科区）
 1. 関西におけるメガリージョンの構築について
 2. TPP 発効による京都府産業への影響について
 3. 公募型プロポーザル方式について

- 堤 淳太（民主・長岡京市・大山崎町）
 1. 超高齢化社会と女性が輝く社会の両立について
 2. 認知症高齢者の徘徊防止対策の広域的な仕組みづくりについて

- 村井 弘（公明・宇治市・久御山町）
 1. 経済対策について
 2. 入札制度と業者育成について
 3. 府南部の観光振興について

12月10日

- 磯野 勝（自民・向日市）
 1. 食のオリンピックを開催することについて
 2. 乙訓地域の観光振興について
 3. 府営住宅向日台団地の建替えについて

- 二之湯真士（自民・京都市右京区）
 1. 京都市の発展について
 2. 京都市との連携方策・共同事業について
 3. 中山間地域の持続的展開について

- 平井齊己（民主・京都市北区）
 1. 府市協調施策について
 2. 京都府豊かな森を育てる府民税について
 3. 特別支援学校における職業教育について

12月11日

- 本田太郎（自民・宮津市・与謝郡）
 1. 北部医療センターの老朽化と北部地域の医療過疎について
 2. 府立高校の再編等について
 3. 日本海側におけるエネルギーの供給体制と開発について

- 小原 舞（民主・舞鶴市）
 1. 地方創生と観光政策について
 2. 教育について
 - (1) 基礎学力の向上や希望の進路の実現に向けた取組について
 - (2) 教員の負担を軽減させるための支援について
 3. 舞鶴市の高野川、白鳥トンネルの整備について
 4. 再生可能エネルギーの導入について

- 岸本裕一（自民・京都市北区）
 1. 府内 GDP の拡大・推進について
 2. 友好提携州のネットワーク拡充について
 3. 洛北地域の交通インフラ整備について